

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>〔電子情報処理組織による申請等〕</p> <p>第十七条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等(情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。)を行つ者の使用に係る電子計算機であつて知事が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p> <p>2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行つ者は、規則で定めるところにより、申請等を行わなければならない。</p> <p>3 情報通信技術活用法第六条第四項の氏名又は名称を明らかにする措置は、識別符号及び暗証符号を第一項の申請等を行つ者の使用に係る電子計算機から入力する措置とする。</p> <p>4 情報通信技術活用法第六条第六項の申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行つことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、申請等に係る情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合とする。</p> <p>〔磁盤的記録による履歴等〕</p> <p>第十八条 知事は、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により情報通信技術活用法第三条第七号に規定する磁盤的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の同条第十号に規定する履歴等を行うときは、規則で定める方法により行つものとする。</p>	
<p>第十九条 第二十二条 略</p>	<p>第十七条 第二十二条 略</p>